

「電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集 ― ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた制度整備 ―」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間：令和5年6月13日(火)～令和5年7月12日(水))

【意見提出 15件(法人14件、個人1件)】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた制度の見直しについて、「共同利用」の概念の導入など、先般の情報通信審議会からの一部答申の内容に沿った制度改正案となっており、本制度改正により、ローカル5Gの普及・促進に一層の弾みがつくものと考えられることから、本省令案等に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日立国際電気】</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 あらゆるモノがつながるIoTなどを通じて活用できるデータが爆発的に増加し、また、AI、クラウドなどのデータを扱う新たなデジタル技術の活用の可能性が広がっており、これらの利活用はビジネスの変革を促し競争力を左右する重要な要素となります。このため、日本鉄鋼連盟では業界一丸となってAI/IoT技術の普及に向けた取組みを進めております。</p> <p>この取組の一環として、2021年9月より製鉄所での電波利用に関し総務省総合通信基盤局電波部移動通信課殿とご相談させて頂いておりますが、2022年3月31日に「ローカル5G導入ガイドライン」を改訂頂き無線局開設等の申請方法・</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>提出書類を明確化頂きました。</p> <p>これに続き、本年6月6日に主任無線従事者制度において主任無線従事者がテレワーク等、遠隔で無資格者への指示監督を認める条件を追加・明確化下さる内容で電波関係審査基準の一部を改正する訓令案を、本年6月12日にはローカル5Gのアンテナを移設する際の変更申請を届け出とすることができる条件を明確化下さる内容の告示案及び「ローカル5G導入ガイドライン」改定案等を公表頂きました。</p> <p>いずれの内容も製鉄所でのローカル5Gの利活用拡大に資するものであり、日本鉄鋼連盟として大いに歓迎するとともに日本政府関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後とも日本鉄鋼連盟は鉄鋼業界全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進を支援して参ります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本鉄鋼連盟】</p>		
3	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 省令案等のご検討ありがとうございます。</p> <p>ローカル5Gの柔軟な運用に向けた制度として、共同利用のエリアの新たな導入、変更申請手続きの簡素化など検討内容が反映されており、内容に賛同いたします。</p> <p>海上利用の拡大につきましては、引き続きの検討になると理解しております。引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>加えて、今後のローカル5G導入の敷居をさらに下げるべく、一定条件下等での免許申請手続きのさらなる簡素化を希望いたします。</p> <p>例：空中線電力が一定の強度以下であることを条件に、免許手続きを簡素化する。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>前段の御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。</p> <p>海上への利用拡大につきましては、情報通信審議会の一部答申（令和5年1月24日）を踏まえ、今後公共業務用無線局との共用について引き続き検討を行うこととしております。</p> <p>また、後段の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>【該当箇所】 全般</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	無

	<p>【意見】 ローカル5Gのより柔軟な運用に向けて作成された電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案等につきまして、弊社は賛同いたします。地域の企業や自治体等の様々な主体が柔軟なサービスに利用できるローカル5Gは、デジタルトランスフォーメーションの要の一つであることは間違いありません。本省令案等によりローカル5Gのコスト低減が期待でき、より多くの利用につながるものと考えます。今後も、自由な発想に基づく様々なサービス創出にローカル5Gが利用できるよう、引き続き適切な制度整備をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>		
5-1	<p>【該当箇所】 【原案】※原文より抜粋して以下に記載 総務省訓令第**号 P2 第2 陸上関係 ア 用語の意義 (ス) 「共同利用」とは、複数の利用者がそれぞれの土地又は建物の所有権等を有している場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用することをいう。 (セ) 「共同利用区域」とは、共同利用により、それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最小限の区域のことをいう。</p> <p>イ 電気通信業務用 (E) 共同利用を行う基地局の設置場所は共同利用区域内であること。 ～(中略)～ 基地局の設置場所の理由を説明する書類が添付されていること。</p> <p>【意見】 「共同利用」の考え方に基づく本項記載の訓令案に賛同します。このような制度が地域のローカル5G導入における技術面、コスト面のハードル低減につ</p>	改正箇所への賛同意見として承ります。	無

	<p>ながり、長期計画に基づく基地局等の設備投資が可能となることから、ローカル5Gの導入促進につながると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
5-2	<p>【該当箇所】 海上への利用拡大</p> <p>【意見】 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告 P151 第9章に記載のある海上への利用拡大について、地域課題解決に向けケーブルテレビ事業者が地域の事業者や自治体、学校関係者と議論を重ねる中で、港湾内等の海上におけるローカル5Gの利用ニーズがあることが分かってきており、新たなユースケースの創出につながると考えます。 このような状況を踏まえ、海上利用への拡大につきましても制度化に向けて早期に検討を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>海上への利用拡大につきましては、情報通信審議会の一部答申（令和5年1月24日）を踏まえ、今後公共業務用無線局との共用について引き続き検討を行うこととしております。</p>	無
6-1	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gのより柔軟な運用に向けて、電波法施行規則および無線局運用規則の一部を改正する省令案、告示案、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案およびローカル5G導入に関するガイドラインの改定案について、当社として賛同します。 今回の手続きにより、ローカル5Gの定期検査時における測定項目の簡素化（自営等BWAも含む）、屋外のアンテナ移設が届出で可能となる免許手続きの簡素化、および「共同利用」の運用が可能となることにより、これまで以上にローカル5Gの導入や運用がしやすくなることで、さらなる普及が進むことを期待しています。 一方で、『共同利用』の運用においては、「自己土地利用」の基本的な枠組みの中で、複数の自己土地利用で囲まれたエリア全体を「自己土地相当」として</p>	<p>御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。 共同利用制度の周知広報の在り方につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>エリア化（＝共同利用区域）できることから、自分の土地が他者に“予告なく”自己土地化される懸念も含め、当社も構成員として参加した情報通信審議会・新世代モバイル通信システム委員会・ローカル5G検討作業班においても、適切な運用となるよう多くの要望があったところです。その内容は、2023年1月24日の情報通信審議会の一部答申（委員会報告※）においても明確に示されています。</p> <p>（図 略）</p> <p>共同利用区域に含まれた他者土地については、免許の期間（最大5年）については、自由なローカル5Gの運用ができなくなります。適切な周知広報が行なわれることで運用中のトラブルは回避できると考えます。また、共同利用開始の前から独自のローカル5Gの導入を計画していたにも関わらず、知らない間に意図せず“共同利用区域”として設定され、自由なローカル5Gの利用ができなくなるケースについても、やはり共同利用の免許申請前に、一定期間の事前告知の実施がトラブル回避に有効です。</p> <p>委員会報告で「共同利用に求められる一定の条件」としてまとめているこのような点を確実に実施していくことで、共同利用の運用が円滑に行なわれ、ローカル5Gの普及に貢献するものと考えます。</p> <p>今回の「審査基準」改正案や「ガイドライン」改定案では、その対応に関わる記載がありませんが、免許申請に係る民間事業者によるホームページ公開等の個別の周知広報に期待しているものと想定します。</p> <p>ただ、共同利用と自己土地利用のよりよい共存を踏まえれば、より分かりやすい形で、統一的に周知広報が行なわれることで、「知らなかった」「聞いていない」等の問題を回避しやすくなることから、委員会報告でも具体的に触れている“ローカル5G推進団体”、例えば「5Gモバイル推進フォーラム（5G MF）」等での環境整備が有効と考えられ、官民連携でこうした取り組みが進められることを期待します。当社としても協力したいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【阪神電鉄株式会社】</p>		
6-2	<p>【該当箇所】 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 第2 陸上関係 4 その他</p>	御指摘のとおり修正いたします。	有

	<p>(16) ローカル5Gの無線局 イ 電気通信業務用 (キ) 無線設備の工事設計 B 陸上移動局の工事設計</p> <p>【意見】 『B 陸上移動局の工事設計』のうち、項目(B)が (B) 27GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの としていますが、ローカル5Gが使用する周波数は28.2GHz～29.1GHzであることから、正しくは、 (B) 28.1GHzを超え29.1GHz以下の周波数の電波を使用するもの ではないでしょうか？ ご確認のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【阪神電鉄株式会社】</p>		
7	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 本改正案は、情報通信審議会からの「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「携帯電話の上空利用拡大に向けたLTE-Advanced (FDD) 等の技術的条件等」について一部答申された内容に沿ったものであることから、改正内容に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	無
8	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gは、地域ニーズや多様な産業分野の個別ニーズに応じて柔軟に設備を構築することで、地方や国内産業の活性化に重要な役割を果たしていく</p>	<p>前段の御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。 4.9-5.0GHz帯の割当等に係る御意見につきましては、本件意見募集の対象外です。</p>	無

	<p>ことが想定されていることから、ローカル5Gの利活用を促進し、地域の新たな産業基盤の一つとなるよう推進していくことは効果的なアプローチであると認識しています。</p> <p>ローカル5G帯域（4.6-4.9GHz）のうち4.8-4.9GHzは、2019年までは隣接する4.9-5.0GHzとともに、全国5Gとして割当てが検討されていたところ、4.6-4.8GHzでは屋外利用が困難との共用検討結果から、追加的に屋外向けとしてローカル5Gに割当てした帯域と理解しています。</p> <p>しかしながら、当該帯域においては、2020年12月から免許申請の受付を開始していますが、約2年半が経過した2023年6月時点でも、無線局数は721局とまだまだ少なく、電波の有効利用が図られているとは言い難い状況です。4.8-4.9GHzのローカル5Gに関しては、今回、新たに柔軟な運用が制度化されることを鑑み、当該帯域での利用が活性化されることを期待します。</p> <p>一方で、全国5Gとして割当て予定であった4.8-4.9GHzのローカル5Gの追加割当てにあたっては、当時、隣接する4.9-5.0GHzの2021年度全国5G割当てを念頭に置いた上で、制度整備を進めた経緯があります。しかしながら、約3年経過した現時点においても、未だに4.9-5.0GHzの制度整備や割当ては行われていない状況です。当該帯域は、伝搬特性に優れた6GHz以下の帯域で、最大100MHz幅が確保可能であり、大容量ネットワークのエリア拡大に極めて有用であることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の着実な実現のためにも、今年度中の割当て、並びにその準備としての制度整備を可能な限り速やかな時期に進めて頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
9	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gは、地域ニーズや多様な産業分野の個別ニーズに応じて柔軟に設備を構築することで、地方や国内産業の活性化に重要な役割を果たしていくことが想定されていることから、ローカル5Gの利活用を促進し、地域の新たな産業基盤の一つとなるよう推進していくことは効果的なアプローチであると認識しています。</p>	<p>前段の御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。</p> <p>4.9-5.0GHz帯の割当等に係る御意見につきましては、本件意見募集の対象外です。</p>	無

	<p>ローカル5G帯域(4.6-4.9GHz)のうち4.8-4.9GHzは、2019年までは隣接する4.9-5.0GHzとともに、全国5Gとして割当てが検討されていたところ、4.6-4.8GHzでは屋外利用が困難との共用検討結果から、追加的に屋外向けとしてローカル5Gに割当てした帯域と理解しています。</p> <p>しかしながら、当該帯域においては、2020年12月から免許申請の受付を開始していますが、約2年半が経過した2023年6月時点でも、無線局数は721局とまだまだ少なく、電波の有効利用が図られているとは言い難い状況です。4.8-4.9GHzのローカル5Gに関しては、今回、新たに柔軟な運用が制度化されることを鑑み、当該帯域での利用が活性化されることを期待します。</p> <p>一方で、全国5Gとして割当て予定であった4.8-4.9GHzのローカル5Gの追加割当てにあたっては、当時、隣接する4.9-5.0GHzの2021年度全国5G割当てを念頭に置いた上で、制度整備を進めた経緯があります。しかしながら、約3年経過した現時点においても、未だに4.9-5.0GHzの制度整備や割当ては行われていない状況です。当該帯域は、伝搬特性に優れた6GHz以下の帯域で、最大100MHz幅が確保可能であり、大容量ネットワークのエリア拡大に極めて有用であることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の着実な実現のためにも、今年度中の割当て、並びにその準備としての制度整備を可能な限り速やかな時期に進めて頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning株式会社】</p>		
10-1	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲 (略)</p> <p>自己土地利用は、他者土地利用より優先的に導入することができるものとして位置づけられるものである。このため、他者土地利用は、自己土地利用が存在しない場所に限り導入可能とする。また、他者土地利用のローカル5G無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合には、まず当事者間において干渉調整を実施し、合意できない場合は、他者土地利用側が自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないように、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。</p>	<p>自己土地利用は、他者土地利用より優先的にローカル5Gを導入することができる位置づけについては従前のおりとなります。</p> <p>今回のガイドラインの改正は、他者土地利用と自己土地利用の干渉調整について、当事者間で干渉調整を実施し、合意できない場合は他者土地利用側が空中線の位置や方向の変更等を実施すべきという従来どおりの考え方について明確化するものです。</p>	無

	<p>(略)</p> <p>【意見】 現行制度においては、他のローカル5G免許人が他者土地として自己の土地に対してローカル5Gの電波を吹く可能性があることから、自己の土地であってもローカル5G対応端末の使用が制限される状態になってしまっています。自己の土地の中で離れたローカル5Gエリア間を端末を移動させて使用すること等があることから、自己土地利用が他者土地利用に優先するという考え方を踏まえて、自己の土地において制限なく端末を使用可能としていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>		
10-2	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲 また「共同利用」の場合も同様に他者土地利用の場合であっても自己土地利用として扱う場合がある。 「共同利用」とは、複数の利用者が土地又は建物の所有権等を有する場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用することをいう。この際、共同利用により、それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最低限の区域（「共同利用区域」という。以下同じ。）内における利用は、他者土地利用であっても自己土地利用相当として取り扱う。</p> <p>【意見】 ローカル5Gの設備を複数の利用者で共同利用することにより、利用者がローカル5Gを安価に利用できる可能性が広がることについて、賛同します。 なお、既に他の免許人が自己土地利用においてローカル5Gを利用している場合であっても、その周波数と異なる周波数であれば共同利用としてローカル5Gを利用することができるかと理解しております（例えば、既に28GHz帯で自己土地利用している場合に、4.8GHz帯にて共同利用するケース）。このような共同</p>	<p>改定箇所への賛同意見として承ります。 共同利用の例示については、ガイドライン上に記載させていただきます。</p>	有

	<p>利用可能なケースについて、例示等で記載いただくことが望ましいと考えますのでご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>		
10-3	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (8) 免許申請に係る調整等の考え方 2) 5Gの割当てを受けた全国MNO及びローカル5G免許人との同期運用等に関する考え方 (略) その際、5Gの割当てを受けた全国MNOの無線局との間で同期を行う同期方式及び、ローカル5Gで利用ニーズが多い「上りスロットの比率が高いパターン」を実現しつつ同期局との間で干渉の影響を低減することが可能な非同期運用である準同期方式の免許申請については、事前の干渉調整を省略することが可能となる。具体的な同期方式及び準同期方式のフレーム構成は図1及び図2の通りとなる。また、準同期方式以外の非同期方式の免許申請については、全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している場合に可能である。 (略)</p> <p>【意見】 ローカル5Gの利用者等から、現行の準同期パターンよりも更に上りスロットの比率を高めた準同期パターンの追加について強い要望があることから、過去の実証事業でも技術実証が行われた所謂準同期TDD2及びTDD3の早期制度化に向けた検討を深めていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
10-4	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p>	<p>改定箇所への賛同意見として承ります。</p>	無

	<p>(11) 変更申請手続きの簡素化</p> <p>ローカル5Gの利用において、一の構内に設置された空中線の位置、高さ又は指向方向を変更する場合かつ電気的特性に変更がない場合（低下する場合を除く。）であって、構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合又は構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であっても、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ている場合については、空中線の工事設計に係る変更申請を届出とすることが可能である。なお、その場合に給電線の全部又は一部分について同様の考え方によって変更することが可能である。</p> <p>【意見】</p> <p>工事現場や農場等において、屋外に設置する基地局の移設を頻繁に行うニーズが存在するため、ローカル5Gの運用が簡素化されることについて、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>		
10-5	<p>【該当箇所】</p> <p>ローカル5G導入に関するガイドライン</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(13) 共同利用の場合に免許人に求められること</p> <p>共同利用の基地局の免許人は、共同利用区域内の他の新規利用希望者がサービスの提供を希望した場合にこれを拒否してはならず、基地局等設備の技術的制約の範囲内において、当該希望者の要望に応えるように努めること。</p> <p>また、新規利用希望者に対し、共同利用区域内においてサービス提供を行っていることを周知するため適切な広報活動を行わなければならない。</p> <p>当該周知広報活動は再免許の条件となる。</p> <p>【意見】</p> <p>情報通信審議会の一部答申において、共同利用について免許主体は電気通信事業者に限るとされていたことから、本ガイドラインにも明記すべきと考えます。</p>	<p>共同利用の免許人は、他人の需要に応じてローカル5Gを提供するため、電気通信事業者に限られることとなりますので、その旨を適切な箇所に明記させていただきます。</p>	有

	【東日本電信電話株式会社】		
10-6	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3) 公正競争の確保との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西は、実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等との連携（例えば、全国MNO等から卸電気通信役務の提供を受けること、全国MNO等とローミングを行うこと）、異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供（例えば、異なるローカル5Gサービスのエリア間の基地間のハンドオーバーを行うこと）などは、原則として認められない。 <p>なお、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なもの（例えば、NSA構成における全国MNO等との連携）である場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする。</p> <p>【意見】 「5Gサービスの社会実装を進めるためには、地域課題の解決や付加価値創出の観点から、従来の4Gサービスでの提供価値を上回る5Gソリューションを開拓するとともに、サブスクリプションなどのビジネスモデルも活用しながら、マネタイズを図ることが必要不可欠である。」と「5Gビジネスデザインワーキンググループ」にて報告されているところであり、NTT東西に対しローミング接続を行うことを規制するなど、ローカル5Gを含む5Gの普及に向けたユースケースやビジネスモデルの創出を制限する事前規制は設けるべきではないと考えます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
	【東日本電信電話株式会社】		
11	<p>【該当箇所】 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (1) 無線局開設に必要な手続</p> <p>【原案】</p>	<p>免許人及び利用者の自己土地に係る登記事項証明書の提出は必要です。その他の共同利用区域内における土地に係る登記事項証明書の提出は不要ですので、その旨、明記させていただきます。</p>	有

	<p>ローカル5Gの免許申請に際しては、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）で様式が定められている無線局事項書及び工事設計書等の提出に加えて、自己土地利用及び共同利用の場合は、そのエリアの範囲を示す図、登記事項証明書、システム構築の依頼を受けている場合は依頼状等その証明書類等の添付が必要となる。</p> <p>【意見】 共同利用区域内における自己土地利用相当として扱う他者土地について、ローカル5Gの免許申請時に登記事項証明書が必要となるのか、補記いただけると判りやすくなると思います。</p> <p>【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>		
12-1	<p>【該当箇所】 電波法関係審査基準 (16) ローカル5Gの無線局 ア 用語の定義</p> <p>【意見】 共同利用の考え方には賛同するが、「共同利用」という用語には違和感を覚える。社会通念となっている語の意味からの乖離が大きいため、制度が誤解されることを心配する。</p> <p>【株式会社恒河技術】</p>	<p>「共同利用」という用語につきましては、ローカル5Gの複数の利用希望者が一の基地局を共同で利用するという考え方に基づいて用語が定義されたものです。</p> <p>総務省としては、共同利用の制度について、今後適切に周知していくことといたします。</p>	無
12-2	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン (7) 提供範囲</p> <p>【意見】 共同利用の導入により、自己土地であってもローカル5Gの免許を取得できない場合が発生する。免許申請前に他者の共同利用の有無を簡便に知る手段の整備をお願いしたい。たとえば総務省の無線局等情報検索ページに「共同利用の有無」という項目を追加することで助けになると考える。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	【株式会社恒河技術】		
13-1	<p>【該当箇所】 共同利用の導入について (対象案) ・電波法関係審査基準 (案) ・ローカル5G導入に関するガイドライン (案)</p> <p>【意見】 共同利用については、他者土地であっても自己土地として扱うことが出来ることとなります。このため、共同利用のカバーエリア周辺でローカル5Gの無線局免許の構築を検討している事業者等が存在する場合などには、事前に既設の免許人情報やエリア情報等を知得できることが調整を行う上で有益であると考えられるため、情報公開(開示)の仕組み整備も今後検討が必要と考えます。</p> <p>【株式会社JTOWER】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
13-2	<p>【該当箇所】 無線局免許変更申請手続き (対象案) ・電波法施行規則 (案) ・ローカル5G導入に関するガイドライン (案)</p> <p>【意見】 本変更案における免許申請手続きの簡素化は適切と考えます。なお、実際の申請にかかる運用面においても出来るだけ簡素化が図れることを期待します。 また、本変更案のような手続きの簡素化については、今後も「提案→検討→実施」のプロセスを適宜実行していくことが必要と考えます。</p> <p>【株式会社JTOWER】</p>	<p>改正等箇所についての賛同意見として承ります。</p>	無
14	<p>【該当箇所】 「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改訂案(7)提供範囲</p>	<p>海上への利用拡大につきましては、情報通信審議会の一部答申(令和5年1月24日)を踏まえ、今後公共業務用無線局との共用につ</p>	無

	<p>【意見】</p> <p>「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改訂案では、(7) 提供範囲において、「自己土地利用」以外の場所、すなわち他者の建物又は土地等での利用を「他者土地利用」と定義し、これによりローカル5Gの利用範囲が広がります。しかし、これは陸上での利用を前提としたものであり、今後の活用が見込まれる、洋上での利用についてもガイドラインに記載する事を提案します。また、並行して、洋上でのローカル5G免許制度の整備についても進める必要があると考えています。</p> <p>ローカル5Gの洋上での利用については、例えば、洋上風力発電での利用が挙げられます。現在、地球温暖化は危機的な状況で、脱酸素社会に向け再生エネルギーの活用を迅速に進めていく必要があります。その中でも、日本の島国という地形特性を生かした、海域を利用した洋上風力発電の普及が期待されます。しかし、洋上風力発電の大きな課題として、人手でのメンテナンス・監視に課題があり、ローカル5Gを活用したメンテナンス自動化、監視の自動化が求められます。洋上においては、添付資料のようなユースケースが考慮されるべきと考えます。</p> <p>このように、国際社会が抱える問題解決に向けた社会インフラの整備を進める上では、洋上においても、安心・安全・堅牢な通信基盤が必要となります。国際社会が抱える問題解決に向け、いち早く、海上でのローカル5G利用に向けたガイドラインの改訂、免許制度の整備、商用化へ向けた実証を加速化して進めていく必要があります、本提案をいたしました。</p> <p>(添付資料 略)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いて引き続き検討を行うこととしております。</p>	
15-1	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲 ○ローカル5G (P6) <p>【意見】</p> <p>以下3点の共同利用に関する考え方については、ローカル5G利用者保護観点で重要であり、ローカル5G導入に関するガイドライン改定案に賛同します。</p>	<p>改定箇所についての賛同意見として承ります。</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・「共同利用」の場合も同様に他者土地利用の場合であっても自己土地利用として扱う場合がある。 ・複数の利用者が土地又は建物の所有権等を有する場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用すること。 ・それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最低限の区域内における利用は、他者土地利用であっても自己土地利用相当として取り扱う。 <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>		
15-2	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（平成13年総務省訓令第67号）イ 電気通信業務用（エ）無線設備の設置場所等 A 基地局の設置場所 <p>【意見】</p> <p>ローカル5Gサービス提供を行う基地局は、必ずしも自己土地内に設置されるとは限らず、利用者保護の観点より何らかの策を講じる必要性があると考えております。</p> <p>改正訓令案については、複数の利用者自己土地に加えて、当該基地局を含む必要最小減の範囲を共同利用区域に含めることが可能となる事から利用者保護し資するものであり、本改正案に賛同します。</p> <p>加えて、共同利用を行う複数の利用者の土地又は建物から離れた他者土地に基地局を設置することが効率的であると認められる場合は、当該基地局を含む必要最小減の範囲を共同利用区域に含めることができるとの本改正案についても賛同し、基地局の設置場所の理由を説明する書類については、免許申請の複雑化を鑑み、簡便な書類として頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>前段につきましては、改正箇所についての賛同意見として承ります。</p> <p>後段につきましては、共同利用区域が必要最小限となり、他のローカル5Gの利用に対して必要以上の制約を与えないようにする観点から、必要な提出書類であると考えております。</p>	無
15-3	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係（11）変更申請手続きの簡素化(P15) ・昭和51年郵政省告示第87号の一部を改正する告示案（電波法施行規則の規定 	<p>改正等箇所についての賛同意見として承ります。</p>	無

	<p>により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件) 9 ローカル5Gの無線局の工事設計の一部について変更する場合 1 空中線の工事設計</p> <p>【意見】 以下の変更申請手続きの簡素化については、今後のローカル5Gサービスの利用シーンにおいて必要となる事項であり、ローカル5G導入に関するガイドライン改定案、告示案に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の構内に設置された空中線の位置、高さ又は指向方向を変更する場合かつ電気的特性に変更がない場合であって、構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合。 ・構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であっても、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者の承諾を得ている場合。 ・上記に該当する場合、空中線の工事設計に係る変更申請を届出とすることが可能。 <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>		
15-4	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（平成13年総務省訓令第67号）イ 電気通信業務用 <ul style="list-style-type: none"> （ク）他の無線局との干渉調整 <ul style="list-style-type: none"> A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局 （D）共同利用をする場合にあっては、次に掲げる事項が記された資料が添付されていること <p>【意見】 共同利用の実現には、自己土地を有する二以上の利用希望者の共同利用に関する同意書を添付が必要であり、訓令改正案の a 二以上の利用希望者が所属する団体の同意書を添付する場合は、当該団体の同意書をもって当該二以上の利用希望者の同意書とみなす改正案については、集合住宅などの共同利用区域化に適した審査基準内容であり、本改正案に賛同します。</p>	<p>前段につきましては、改正箇所についての賛同意見として承ります。</p> <p>後段につきましては、共同利用区域が必要最小限となり、他のローカル5Gの利用に対して必要以上の制約を与えないようにする観点から、必要な提出書類であると考えております。</p>	無

	<p>なお、改正案の添付書類については、登記事項証明書等含みサービスの利用者観点では、手続きの内容理解が難しく、個人情報保護観点からも懸念事項の払拭は難しいと考えており、今後の制度運用後に改めて見直す必要性があるのでは無いかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>		
15-5	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（平成13年総務省訓令第67号）イ 電気通信業務用（エ）無線設備の設置場所等 A 基地局の設置場所 ・「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 （7）提供範囲 ○ローカル5G（P6） <p>【意見】</p> <p>現状固定設置されるCPE端末に加えて、移動して使用が出来る形状であるスマートフォンのローカル5Gへの対応増加傾向にあり、他者土地における移動制限の緩和については、新たなサービス創出の一助になると考えております。</p> <p>よって、「この周波数の使用は、他者土地利用をする場合においては、停止して運用する場合に限る。」旨の附款を排す改正案に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>	改正等箇所についての賛同意見として承ります。	無